

「これだけはマスター 基礎固め 毒物劇物取扱者試験」 おわびと訂正

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くおわび申し上げます。初版時からの訂正を載せております。お手持ちの本では修正されている可能性もございます。

頁	箇所	誤	正
26*	1.	※④の 1.の文を次のように変更します	次のいずれかに該当すると認められる場合、運転者のほかに交替運転者を同乗させること。 1) 1人の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう)が、4時間を超える場合 2) 1人の運転者による運転時間が、1日あたり9時間を超える場合
27*	問1	※④の文を次のように変更します	硫酸5000kgを、1人の運転者による連続運転時間が3時間を超えて運搬する場合には、車両には運転者のほか、交替して運転する者を同乗させなければならない。
27*	問3	※問題を次のように変更します	劇物である塩酸6000kgを積載したタンクローリー車が走行する場合に、同乗者が必要なのは次のうちどれか。 ① 1人の運転者による運転時間が、1日当たり8時間を超える場合 ② 1人の運転者による連続運転時間が、3時間を超える場合 ③ 1人の運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合 ④ 1人の運転者による連続運転時間が、2時間を超える場合
27*	問3 解答		③ 左ページ1.の④の1.参照
202*	3-4行目		1 厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両1台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。
213*	第十三条の三	※次のように変更します	(交替して運転する者の同乗) 令第四十条の五第2項第1号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。 1 一の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう)が、4時間を超える場合 2 一の運転者による運転時間が、1日あたり9時間を超える場合

* 法改正による訂正です。

以上